

(別紙)

山梨県国際水準GAP認証取得支援事業における選考基準

本事業における団体認証以外の選考基準について、項目、採点基準及びポイントは次のとおりとする。ポイントが同点の場合には、申請費用が低い者から採択する。

項目	採点基準	ポイント
農業教育機関	農業の専門学科を有する教育機関	3ポイント
実需者からの取引要件への対応	実需者から求められる海外輸出又は国内向けの取引要件への対応 (海外輸出向け及び国内向けいずれにおいても実需者から取引要件として求められている場合は、海外輸出向けの取引要件への対応を選択) a 海外輸出向けの取引要件への対応 b 国内向けの取引要件への対応 ※a、bともに具体的な取引先の名称及び認証を必要とする時期を書面で確認できること。	a 3ポイント b 1ポイント
GFP登録の有無	GFP（農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出促進プロジェクトをいう。以下同じ。）のコミュニティサイトに登録し、輸出の意向を示している者	3ポイント
認証の種類	認証の種類 a GLOBALG.A.P.、ASIAGAP b JGAP	a 3ポイント b 1ポイント
認証の新規取得	新規にGAP認証を取得する者（既に他のGAP認証又は他のカテゴリーのGAP認証を既に取得している農業者等でない者）	3ポイント